

専修学校各種学校

学生・生徒災害傷害保険のご案内

(専修学校各種学校学生・生徒災害
 傷害保険および施設賠償責任保険)

通学中等傷害危険担保特約のご案内 感染予防費用補償特約のご案内

1. 保険の内容

学生・生徒が学校の管理下にある場合等に発生した、急激かつ偶然な外来の事故による死亡やケガまたは熱中症となった場合に補償します。通学中等傷害危険担保特約を付帯することにより、通学中・学校施設等相互間の移動中の急激かつ偶然な外来の事故による死亡やケガまたは熱中症となった場合も補償対象となります。また、傷害事故だけではなく学校管理下の対人・対物事故により、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

※この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限り、原則として学校単位で加入いただいています。

下表1～4のいずれかに該当する間に生じた急激かつ偶然な外来の事故による傷害補償

1 正課授業中 2 学校主催の行事中
3 学内休憩時間中
4 課外活動中
 学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間

通学中等傷害危険担保特約(オプション)に加入している場合

通学中
学校施設等相互間の移動中

賠償責任補償

正課授業中など
 (ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。)

例) 正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。

「傷害補償」で通学中等傷害危険担保特約(オプション)に加入している場合

通学中等の賠償事故

感染予防費用補償特約(オプション)に加入している場合

臨床実習中

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染（針刺しに限らない）や臨床実習を行った施設内での院内感染時に予防措置のために負担した費用をお支払いします。ただし、公的医療保険制度の給付がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

※感染予防費用補償特約の加入対象は、臨床実習を行う学科の学生生徒のみとなります。

※臨床実習とは、医療法に定める病院等または介護保険法に定める介護医療院で行う実習をいいます。

2. 補償金額

補償内容	死亡保険金 (注4)		後遺障害保険金		入院保険金 (注6)		手術保険金 (注7)		通院保険金 (注6)	
	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
傷害 正課中 (注1) 学校行事参加中 (注1) 学内休憩時間中 (注1)(注2)	2,000万円	1,200万円	程度に応じ 120万円～ 3,000万円 (注5)	程度に応じ 72万円～ 1,800万円 (注5)	事故の日から その日を含めて 180日以内の 入院に限り 入院日数 180日を限度に		事故の日から その日を含めて 180日以内の手術 (入院中以外の手術) 2万円		事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に	事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に
事故 上記以外で学校施設 内にいる間 (注1) 学校施設外で学校に 届け出た、課外活動を行 っている間 (注1)	1,000万円	600万円	程度に応じ 60万円～ 1,500万円	程度に応じ 36万円～ 900万円	1日につき 4,000円		(入院中の手術) 4万円		1日につき 1,200円	1日につき 1,000円
補償 通学中 (注3) 学校施設等 相互間の移動中 (注3)										
賠償責任補償金額(施設賠償責任保険) 対人 (1名/1事故) 対物 (1事故) (注8)(注9)	支払限度額		対人賠償：1名につき5,000万円/1事故につき5億円 対物賠償：1事故につき500万円 (免責金額 なし)							
臨床実習中	感染予防費用補償特約 (特約加入者が事故の日からその日を含めて1年以内に感染症予防措置を受けた場合) 支払保険金：1事故につき30万円限度 (実費払い) (注10)(注11)									

(注1) 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また、学校施設には寄宿舎は含みません。
 (注2) 放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。
 (注3) 通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。
 (注4) すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合はその金額を控除してお支払いします。
 (注5) 保険期間を通じ合算して昼間部3,000万円、夜間部1,800万円がお支払いの限度となります。
 (注6) さらに別の事故によりケガをしても重複してはお支払いしません。
 (注7) 手術保険金は、1事故につき1回の手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 (注8) 看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習は賠償責任保険の対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分

野学生生賠償責任保険」にて補償されます。
 (注9) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 (注10) 院内感染も補償の対象となります。
 院内感染とは：臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合（蔓延するおそれのある場合を含みます。）に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと（感染するおそれのある場合を含みます。）をいいます。
 (注11) 感染または発症した感染症の治療費は対象となりません。

3. 保険料

学生生徒1人あたりの保険料は下記の通りです。(一時払)

保険期間	昼間部		夜間部		保険期間	感染予防費用補償特約 昼間部、夜間部共通
	通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有		
6ヶ月	370円	620円	390円	580円	1年*	40円
1年	530円	900円	540円	810円		
1年6ヶ月	720円	1,240円	770円	1,140円		
2年	940円	1,610円	1,010円	1,490円		
2年6ヶ月	1,160円	1,980円	1,250円	1,840円		
3年	1,370円	2,340円	1,460円	2,160円		
3年6ヶ月	1,580円	2,690円	1,680円	2,490円		
4年	1,740円	2,970円	1,870円	2,750円		

* 感染予防費用補償特約は、その他の専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険と保険期間が異なります。

4. 保険期間

2026年4月1日午前0時～2026年から2029年の9月30日
または2027年から2030年の3月31日の午後12時まで*

保険期間例

- 在籍期間1年の場合 2026年4月1日午前0時～2027年3月31日午後12時
- 在籍期間1年半の場合 2026年4月1日午前0時～2027年9月30日午後12時

●中途加入の場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入申込みおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌月1日午前0時からとなります。

* 感染予防費用補償特約は、2027年3月31日午後12時までとなります。

万一事故が発生したときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく（傷害事故は30日以内に）取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へご連絡ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険事業取扱代理店 株式会社 第一成和事務所 〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12番3号 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階 TEL 03-3669-2831
〈引受保険会社〉	幹事 東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 公務第二部文教公務 TEL 03-3515-4133 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
共同保険の取扱い	この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。 各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。 (2026年4月1日現在予定)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

このチラシは専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員校向けのガイドブックまたは重要事項説明書をよくお読みください。

保険契約の詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、補償内容等の詳細については学校または取扱代理店にお問い合わせください。